

広島県契約規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十八号

広島県契約規則等の一部を改正する規則

(広島県契約規則の一部改正)

第一条 広島県契約規則(昭和三十九年広島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

- 4 当分の間、第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する損害賠償金又は同条第二項に規定する利息の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
- 5 前項の規定の適用がある場合における損害賠償金又は利息の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県債権管理事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県債権管理事務取扱規則(昭和三十七年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二章第二節に規定する」を「第十条第一項の規定により置かれる」に、「第三章に規定する附属機関、広島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び」を「第二条第五項に規定する県立学校、教委組織規則第二条第六項に規定する学校以外の教育機関及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年広島県条例第三十三号)第二条に規定する」に改め、同条に次の一号を加える。

四 営業日 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十五条第一項に規定する銀行の休日以外の日をいう。

第三条第三号中「社債等登録法の規定により登録された」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿に記載され、又は記録された」に改める。

第七条中「前十日」を「十営業日前」に改める。

第八条第一項中「対して」の下に「広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)第二十一条の規定の例により」を加え、同項ただし書及び同条第二項を削る。

第八条の次に次の一条を加える。

(弁済充当の順序)

第八条の二 債権管理機関の長は、必要があると認めるときは、法令又は契約等に特別の定めがあるものを除き、納付された金額が当該債権の金額及び利息、延滞違約金又は一定の期間に亘りて付する加算金（以下「延滞違約金等」という。）の金額の合計額に足りないときは、債務者との合意により、その納付された金額をまず当該債権に充当し、次いで延滞違約金等に充当することができる。

第九条第一項各号列記以外の部分中「前条」を「第八条」に改め、同項第一号中「附され」を「付されて」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「申立」を「申立て」に改める。

第十一条第三項中「処分があつた」を「手続をとつた」に改める。

第十二条第一項第一号中「、鉄道利用債」を削り、同項第二号中「、電話加入権」を削り、同条第二項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第三項中「、鉄道利用債」を削る。

第十八条第二項中「延滞違約金その他の徴収金」を「延滞違約金等」に改める。

第十九条中「特約を」を「特約等を」に改める。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「しよう」とを削り、同項第一号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第四号中「の附されて」を「が付されて」に改め、同条第三項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「しよう」とを削り、同項第二号を次のように改める。

二 第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる場合

第二十条第二項第三号及び第四号を削り、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権について履行延期の特約等をする場合は、当該履行延期をする期間の日に数に応じ、当該履行延期の特約等に係る債権の額につき次項に定める割合による利息（以下「延納利息」という。）を付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十八条第一項第一号に該当する場合

二 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなつているものである場合

三 履行延期の特約等をする債権が延滞違約金等に係る債権である場合

3 前項の規定により付する延納利息の率は、年五パーセントの割合とする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、その率によることが著しく不相当である場合は、その率を下回る率によることができる。

4 債権管理機関の長は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は延納利息を付さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ、又は延納利息を付することとすることができる旨の条件を付するものとする。

第二十条に次の一項を加える。

6 前項各号に掲げる場合のほか、債権管理機関の長は、債務者が無資力であることにより債務名義を取得するために要する費用を支弁することができないと認める場合においては、その債務者が当該費用及び債権金額をあわせて支払うことができることとなるときまで、債務名義を取得するために必要な措置をとらないことができる。

第二十一条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「附する」を「付する」に改め、同条第四号中「附された」を「付された」に改める。

第二十一条の二第一項及び第三項並びに第二十三条第八号中「延滞違約金その他の徴収金」を「延滞違約金等」に改める。

別記様式第一号(裏)中 「年 8.75パーセント」を 「年 パーセント」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

様式第2号 削除

別記様式第二号中 「第 年 月 日」を 「平成 年 月 日」に

「(債権管理機関の長) 印」を「(債権管理機関の長) 」に

「債務者の住所、氏名又は名称」を

「債務者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)」に

「2 相殺することができる債権金額

を「2 相殺することができる債権金額」に

3 債務者の意思表示の確認

別記様式第二号中 「第 年 月 日」を 「平成 年 月 日」に

「(債務に係る事務又は事業を所掌する課又は地方機関の長) 印」を

「(債務に係る事務又は事業を所掌する課又は地方機関の長) に改め、「第 号に」を

「相殺要求書に」に改める。

別記様式第五号から別記様式第七号までを次のように改める。

様式第5号（第18条関係）

履 行 延 期 申 請 書

平成 年 月 日

広島県知事 様

債務者

住所

氏名

㊦

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

次の債務について、次の事項により履行期限を延期してください。

1 債務の概要

(1) 債務者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 元本債務金額

(3) 債務の発生の原因

2 履行期限を延期しなければならない理由

3 延長された後における履行期限及び延納利息

(1) 履行期限

履行金額

年 月 日

円

年 月 日

円

(2) 履行延期の申請の承認の日から付すべき延納利息

利 率

年 パーセント

4 県において指示し、又は請求があつたときは、なんら異議の申立てをせず、忠実に履行すること。

5 （その他の事項）

注 1 この様式中必要としない事項は省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号（第18条関係）

履行延期承認通知書

平成 年 月 日
第 号

（債務者の氏名又は名称） 様

広島県知事 印

年 月 日付けで申請のあつた次の債権に関する履行期限の延期については、次のとおり承認します。

1 債権の概要

(1) 債務者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 債権金額

(3) 債権の発生原因

2 承認の条件

(1) 延長する履行期限及び延納利息

履行期限	履行金額
年 月 日	円
年 月 日	円
延納利息	年 パーセント

(2) 次に掲げる場合には、延長された履行期限を繰り上げることがある。

ア 債務者が県の利益を害する行為をしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

イ 分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。

ウ 県が債権者として配当の要求その他債権の申立てをする必要があると認めるとき。

エ その他債務者の資力の状況その他事情の変更により、当該延長に係る履行期限によることが不適當となつたと認めるとき。

(3) （この債権を保全するため別に定める事項）

注 1 この様式中必要としない事項は省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第7号（第21条の2関係）

免 除 通 知 書

平成 第 年 月 日

（債務者の氏名又は名称）様

広島県知事 印

次の債権については、年 月 日付けで免除したので通知します。

- 1 債務者の住所及び氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 2 債権金額
- 3 債権の発生原因

なお、この免除措置は、あなたの への貸付金に係る債権が免除されることを条件とするものです。

- 注 1 第三者への貸付金に係る債権以外の債権に係る免除については、この様式中なお書き以下を省略するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(広島県公舎管理規則の一部改正)

第三条 広島県公舎管理規則(昭和三十四年広島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

附則に次の二項を加える。

4 当分の間、第十一条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞料の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県公有財産管理規則の一部改正)

第四条 広島県公有財産管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

附則に次の二項を加える。

7 当分の間、第三十八条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

8 前項の規定の適用がある場合における延滞料の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県看護師等修学資金貸付規則の一部改正)

第五条 広島県看護師等修学資金貸付規則(昭和三十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 当分の間、第十八条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正)

第六条 広島県理学療法士等修学資金貸付規則(昭和四十九年広島県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 当分の間、第十八条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県助産師修学資金貸付規則の一部改正)

第七条 広島県助産師修学資金貸付規則(平成二十一年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 当分の間、第十九条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県医師育成奨学金貸付規則の一部改正)

第八条 広島県医師育成奨学金貸付規則(昭和四十九年広島県規則第一百一号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「年一四・五パーセント」を「年十四・五パーセント」に改める。

附則に次の二項を加える。

4 当分の間、第十七条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準

割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県獣医師修学資金貸付規則の一部改正)

第九条 広島県獣医師修学資金貸付規則(平成五年広島県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 当分の間、第二十条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。

以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県介護福祉士修学資金貸付規則の一部改正)

第十条 広島県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 当分の間、第二十条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。

以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部改正)

第十一条 広島県未来チャレンジ資金貸付規則(平成二十四年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 当分の間、第十九条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。

以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準

割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（第二条を除く。）による改正後の各規則の規定は、平成二十六年一月一日以後に新たに行われた契約の締結、使用許可又は貸付けの決定について適用し、同日前に行った契約の締結、使用許可又は貸付けの決定については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にされた第二条の規定による改正前の広島県債権管理事務取扱規則第十八条第一項の規定による履行延期の申請であつて、この規則の施行の際現に承認又は不承認の決定がされていないものについては、なお従前の例による。